

2024年11月12日

株主各位

大阪市北区南森町一丁目4番5号
新晃工業株式会社
代表取締役社長 末永 聡

株式分割に関する基準日公告

当社は、2024年11月12日開催の取締役会において、2024年12月1日付をもって当社普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2024年11月30日（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2024年11月29日）と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2024年12月下旬に、お届けのご住所にお送りする予定です。
- 2024年12月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) ご住所の変更、改姓名等に関する各種お手続きは、お取引口座のある証券会社等をお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種お手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

【特別口座管理機関】 三菱UFJ信託銀行株式会社

【連絡先】 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電話 0120-094-777 (通話料無料)